奈良県告示第三百六十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十年十二月二十四日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　収納を委託した歳入

次に掲げる歳入に係る未収金

1　母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年七月法律第百二十九号）に基づく貸付金の償還金

2　奈良県看護師等修学資金貸与条例（昭和三十七年三月奈良県条例第五十号）に基づく貸付金の償還金

3　奈良県地域改善対策奨学金等貸与条例及び奈良県同和対策専修学校及び各種学校修学資金等貸与条例を廃止する条例（平成十四年三月奈良県条例第四十四号）による廃止前の奈良県同和対策専修学校及び各種学校修学資金等貸与条例（昭和六十二年七月奈良県条例第十号）に基づく貸付金の償還金

4　奈良県道路占用料に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第二十一号）別表に規定する道路占用料

5　奈良県流水占用料等に関する条例（平成十二年三月奈良県条例第四十二号）別表第二に規定する土地占用料

6　国有財産特別措置法第五条第一項第五号に規定する土地の市町村への譲与に伴う関係条例の整備に関する条例（平成十七年三月奈良県条例第三十六号）による廃止前の奈良県公共用水路等の使用料に関する条例（平成十二年五月奈良県条例第一号）別表第一に規定する土地占用料

7　奈良県高等学校等奨学金貸与条例（平成十四年三月奈良県条例第四十九号）に基づく貸付金の償還金

8　奈良県立学校における授業料等に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第九号）第二条第一項第三号及び第四号に規定する県立高等学校授業料

二　受託者の名称及び所在地

名称　ニッテレ債権回収株式会社

所在地　東京都港区芝浦三丁目一六番二〇号

三　委託事務の取扱開始日

平成二十年十一月二十一日